

第14回制度・地方行財政WG 説明資料



茨城港常陸那珂港区



ひたちなか市の概要

- 位置：東京から約110km，県都水戸市に隣接し，太平洋に面する
東京駅からJ R特急で約75分
- 面積：99.93平方キロメートル
- 産業：勝田地区……電機，機械，精密機器，紙製品などの工業
那珂湊地区…水産加工を主体とした食品製造関係水産業
- 交通：北関東自動車道，J R常磐線・水郡線，ひたちなか海浜鉄道湊線

平成28年10月27日

茨城県ひたちなか市長 本間 源基



ひたちなか海浜鉄道湊線



ロック・イン・ジャパン・フェスティバル



国営ひたち海浜公園のコキア



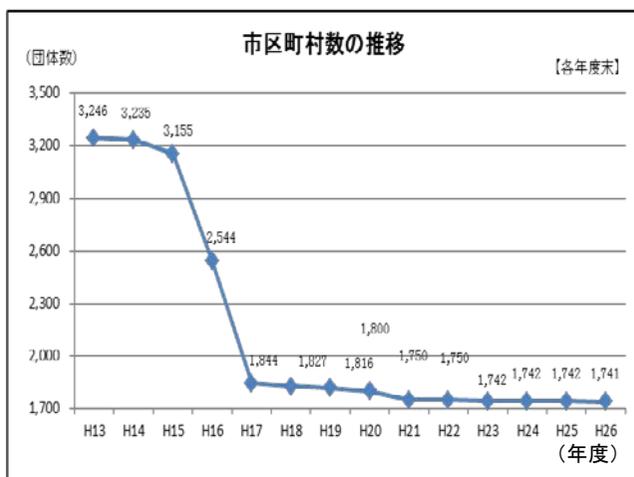
生産量日本一のほしもち

地方における行財政改革の取組状況

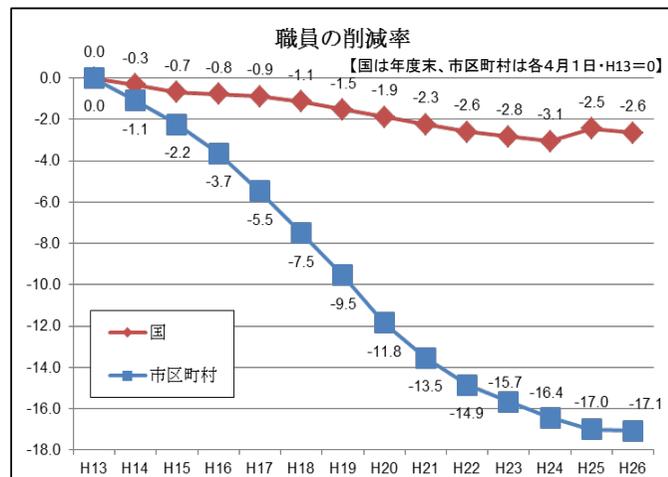


➤ 国に先んじた行財政改革の取組

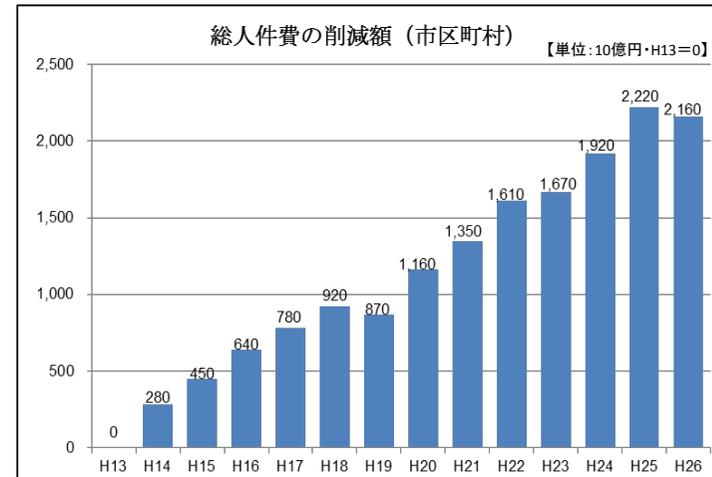
- ◆ 市町村合併の推進により、市町村数は**1,505団体減少(46.4%減)** (平成13年度～平成26年度)
- ◆ 市区町村の職員数(一般行政職)は、**約14万人削減(17%減)** (平成13年度～平成26年度)
※ 同期間における国の職員数(非現業職員)は、約1.4万人減少(2.6%減)
- ◆ 職員数や給与の削減などにより、総人件費を**2兆1千億円超の削減** (平成13年度～平成26年度)
- ◆ 「公共施設等総合管理計画」の策定による公共施設の統廃合・長寿命化を推進
※ 平成28年度末までに、ほぼすべての市区町村において策定完了
- ◆ 業務の民営化の推進



出典：総務省「市町村数の推移表」



注：削減率は、独立行政法人化による減員数を除いて計算している。
出典：内閣人事局「国家公務員の定員」、総務省「地方公共団体定員管理調査結果」



出典：総務省「地方財政の状況」

人口及び職員数の推移

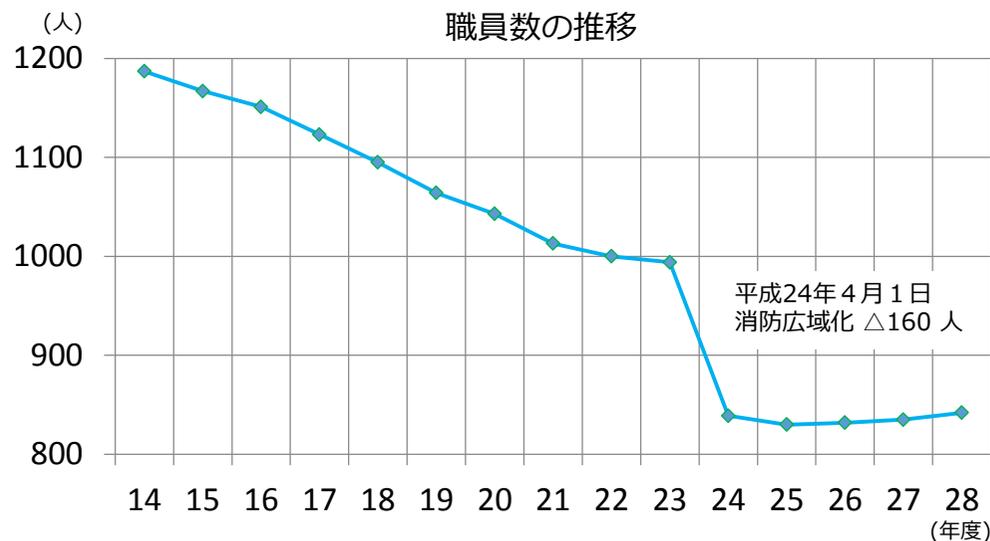


➤ 人口と職員数（平成6年度及び平成14年度～平成28年度）

年度	6	14	15	16	17	18	19	20
人口	147,709	153,633	153,783	154,350	154,844	155,452	156,444	156,886
世帯数	49,359	55,156	55,759	56,457	57,281	58,219	59,287	60,243
職員数	1,295	1,187	1,167	1,151	1,123	1,095	1,064	1,043
年度	21	22	23	24	25	26	27	28
人口	157,618	158,393	158,414	158,224	159,576	159,415	159,480	159,372
世帯数	61,173	62,157	62,625	63,195	64,441	64,657	65,322	65,967
職員数	1,013	1,000	994	839	830	832	835	842

※人口・世帯数：各年3月31日現在住基人口 [平成26年以降は1月1日現在] 職員数：各年4月1日現在 [平成6年度は勝田市と那珂湊市の合併時（平成6年11月1日）における数値]

- ◆ 全国的な少子高齢化の例に漏れず，本市人口も減少局面
- ◆ 世帯数は増加，1世帯あたりの人数は平成14年の2.79人から平成28年は2.42人まで減少
- ◆ 義務的経費の増加による財政の硬直化を解消するため，事務事業の見直し，組織の再編・統合，事業の民間委託，指定管理者制度の活用などを推進することにより，人件費を削減
- ◆ 平成24年に消防を広域化し，消防職員約160名がひたちなか・東海広域事務組合職員となったことを除き，合併時と比較して，職員数を約300人削減
- ◆ 平成27年4月1日現在，人口規模に対する一般行政職員の割合は，茨城県内では2番目，総務省による類似団体中では最少
- ◆ 昭和49年の茨城国体開催にあわせて大量採用した職員の退職後，まもなく5年が経過することから，再任用職員が占めている職の補完が課題



職員給与・組織改編と高い市民力



➤ 職員給与等における取組

1 職員手当の縮減

- (1) 地域手当……………国家公務員の支給割合6%（6級地）に対して、市職員は半分の3%に縮減
- (2) 管理職手当……………平成11年度から10%カット（現在は12%）
- (3) 特別職期末手当…平成11年度から市長15%，その他10%カット（現在は30%，20%）

2 国の減額要請への対応

復興財源確保のため、平成24・25年度に実施した国家公務員の給与減額措置（平均7.8%）について、国から平成25年度に限り地方自治体でも同様の措置を実施するように要請があったが、本市では、すでに独自にこれを上回る給与削減等を行っていたことから実施せず。

3 勤務時間

国家公務員の勤務時間については、平成21年度に8時間勤務から7時間45分に短縮されたが、本市では閉庁時間の繰上げによる市民サービスの低下を防ぐため、従来どおり8時間の開庁及び勤務時間を継続している。

【参考】8時間勤務の団体 12団体/1,776団体（0.7%）（平成27年4月1日時点）

➤ 組織改編と高い市民力

- ◆職員削減を進めながらも、市民サービスの低下を防ぐため、部、課の統廃合や係制の廃止など、職員流動体制を強化
- ◆高度化・多様化する行政需要に対応するため、効率的な組織、機構に改編
- ◆公民館等については、平成24年度より、本市のまちづくりの最高規範である「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（※）」（平成22年施行）の理念に基づき、地域の核となるコミュニティセンターとして、地域コミュニティによる自主運営が始まっている。

※ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例

「自分たちのまちを、自分たちでつくりあげていこう」との認識のもと、平成22年に「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を制定した。市民参画によりつくり上げられたこの条例は「市民は、まちづくりの主役としての自覚と責任を持ちます」、「市民と市は、適切な役割分担のもとお互いの力を発揮します」を基本原則とし、まちづくりの最高規範として市民の権利と責務、議会、行政及び市職員の役割などを定めている。

第15条（市長の役割）抜粋

市長は、まじめに、ひたむきに市民の声に耳を傾けるとともに、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行します。

➤ 組織改編のあゆみ

年度	部等	公室所	課	室	係
14	13	3	72	29	136
15	12	3	67	29	130
16	12	3	67	28	124
17	12	3	65	28	109
18	12	3	63	31	92
19	11	4	60	34	83
20	10	6	58	33	80
21	10	6	58	35	73
22	10	6	57	35	65
23	10	6	58	34	63
24	9	7	53	32	61
25	9	7	53	25	61
26	9	7	53	22	61
27	9	7	53	22	61
28	9	7	53	24	56

財政指標の推移



➤ 普通会計ベース

年 度	財政指標（財政力指数を除き，単位：％）						市債残高（単位：百万円）	
	財政力指数	経常収支比率	実質収支比率	公債費負担比率	実質公債費比率	将来負担比率	臨財債を含む	臨財債を除く
平成14年度	0.806	83.0	3.1	15.7			45,928	43,994
平成15年度	0.835	83.4	4.0	15.6			47,552	42,885
平成16年度	0.872	91.5	3.3	15.9			47,757	41,169
平成17年度	0.901	92.2	5.1	15.9	16.6		47,621	39,569
平成18年度	0.921	92.5	5.3	15.8	17.3		46,741	37,463
平成19年度	0.946	91.0	5.0	15.8	12.8	98.1	45,060	34,834
平成20年度	0.990	90.1	4.3	15.0	13.0	81.7	43,951	32,970
平成21年度	1.028	90.7	5.2	14.4	12.3	80.3	45,212	32,935
平成22年度	1.001	88.0	5.2	14.2	11.6	74.7	48,041	33,668
平成23年度	0.956	89.1	6.0	12.3	11.3	69.0	53,601	37,603
平成24年度	0.911	84.7	9.5	13.3	11.0	46.4	55,564	37,616
平成25年度	0.917	88.5	6.3	13.7	10.3	31.3	55,477	36,226
平成26年度	0.922	89.9	8.2	13.8	9.2	22.9	56,587	36,078
平成27年度	0.938	89.9	10.1	14.1	8.9	20.1	56,363	35,481

※経常収支比率において分母となる経常一般財源には，平成18年度までは減税補てん債及び臨時財政対策債，平成19年度からは減収補てん債特例分及び臨時財政対策債が含まれている。

※平成19年度から，実質公債費比率の算出において，都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に都市計画税を充当する変更があった。

市税収入・地方交付税額の推移



市税収入（決算額）の推移

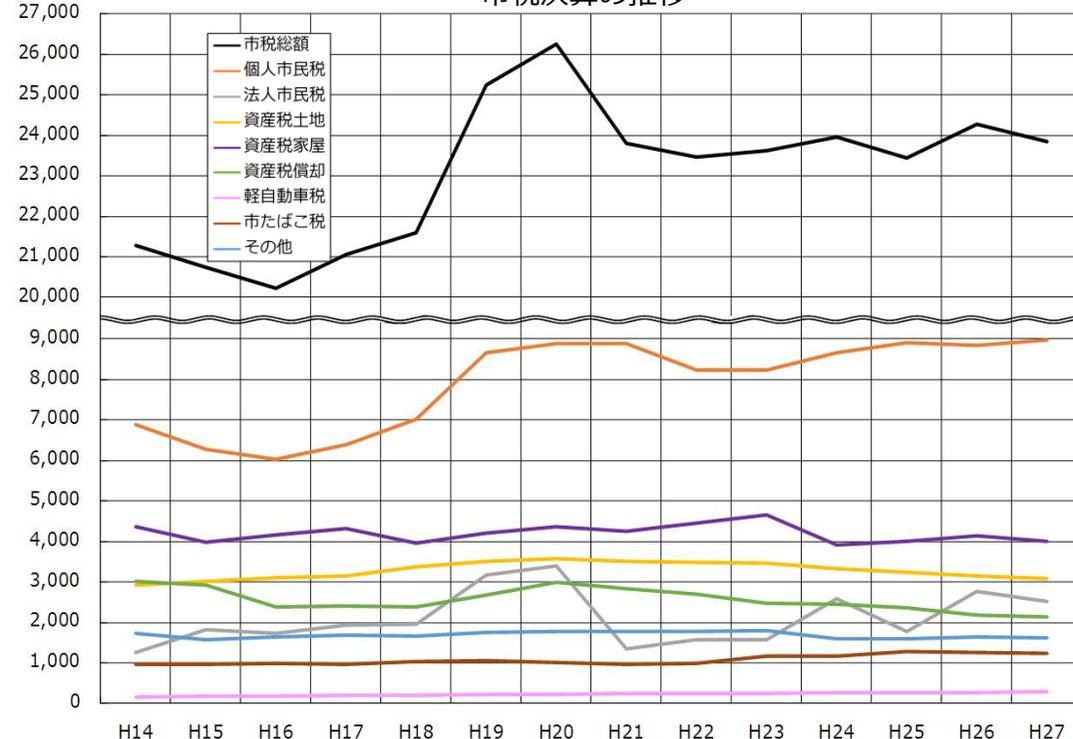
(単位：百万円)

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市税総額	21,289	20,748	20,222	21,066	21,598	25,244	26,243	23,808	23,463	23,619	23,965	23,432	24,265	23,842
個人市民税	6,889	6,280	6,034	6,392	7,021	8,660	8,882	8,888	8,233	8,225	8,667	8,908	8,843	8,967
法人市民税	1,253	1,821	1,721	1,940	1,954	3,179	3,406	1,343	1,579	1,566	2,580	1,768	2,775	2,508
資産税土地	2,923	3,013	3,093	3,142	3,370	3,500	3,584	3,520	3,482	3,470	3,330	3,228	3,144	3,080
資産税家屋	4,360	3,984	4,166	4,323	3,958	4,203	4,361	4,251	4,447	4,661	3,906	4,005	4,129	4,007
資産税償却	3,007	2,923	2,378	2,409	2,383	2,673	2,984	2,837	2,700	2,480	2,446	2,362	2,181	2,139
軽自動車税	167	177	186	195	205	216	225	239	242	250	260	271	280	290
市たばこ税	960	967	999	976	1,038	1,058	1,016	962	995	1,167	1,169	1,284	1,267	1,233
その他	1,730	1,583	1,645	1,689	1,669	1,755	1,785	1,768	1,785	1,800	1,607	1,606	1,646	1,618

※平成18年度まで個人住民税の定率減税を実施

(百万円)

市税決算の推移



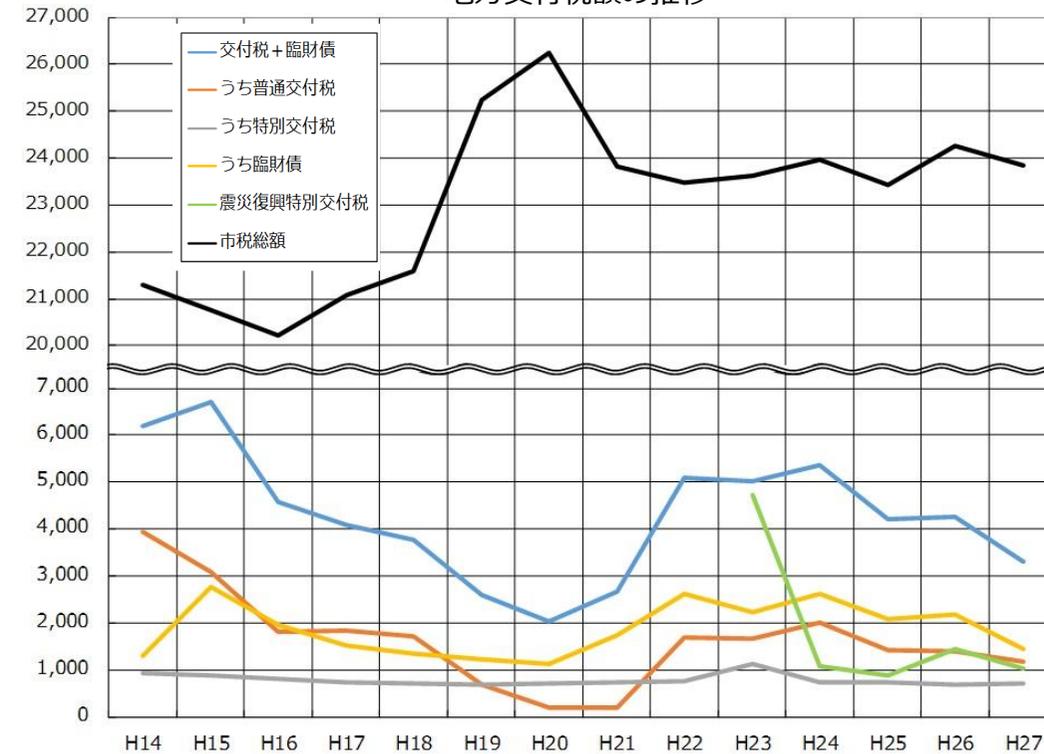
地方交付税額の推移

(単位：百万円)

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
交付税+臨財債	6,187	6,716	4,586	4,095	3,771	2,603	2,043	2,676	5,081	5,012	5,357	4,222	4,271	3,304
うち普通交付税	3,943	3,075	1,820	1,840	1,725	697	194	201	1,695	1,668	2,001	1,410	1,389	1,164
うち特別交付税	940	883	797	743	700	690	721	724	760	1,118	739	738	698	702
うち臨財債	1,304	2,758	1,969	1,512	1,346	1,216	1,128	1,751	2,626	2,226	2,617	2,074	2,184	1,438
震災復興特別交付税										4,730	1,085	893	1,442	1,034

(百万円)

地方交付税額の推移



土地区画整理事業の見直し(1/3)



▶ ひたちなか市の土地区画整理事業

(1) 市街化区域及び市街化調整区域

平成28年4月1日現在

区分	面積 (ha)	備考
都市計画区域	9,948	ひたちなか市の行政区域全域
市街化区域	4,192	行政区域の42.1%
市街化調整区域	5,756	行政区域の57.9%

◆土地区画整理の手法として、公共施設を借地により先行整備し、その後当該施設を含む土地区画整理事業により生み出した土地を地権者に返す「勝田方式」は一世を風靡

(2) 土地区画整理事業施行状況一覧

平成28年4月1日現在

施行主体	施行済		施行中		合計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
市	9	421.8	6	417.7	15	839.5
組合	21	318.5	1	103.4	22	421.9
茨城県	4	449.3	0	0	4	449.3
個人	4	16.6	0	0	4	16.6
合計	38	1206.2	7	521.1	45	1,727.3
市街化区域に占める割合		28.8%		12.4%		41.2%

▶ 土地区画整理事業の見直し

- ◆ バブル崩壊以降、地価の下落や人口減少・少子高齢化に伴う宅地需要の減少等、社会情勢が大きく転換したことに伴い、保留地処分金を前提とした収支が悪化し、施行期間が大幅に長期化したため、平成24年度から土地区画整理事業の抜本的な見直し（事業の整理・重点化）を実施
- ◆ 現在施行中の7地区全てについて、それぞれの地区の特性を考慮した見直し作業を進めている
- ◆ 六ッ野地区（組合施行）、東部第1地区（市施行）については、平成27年度までに事業計画の見直し作業が完了し、事業期間の短縮と事業費の縮減が図られた
- ◆ 残る5地区については、それぞれ平成28年度から平成30年度までを目途として、見直し作業を完了させる予定

土地区画整理事業の見直し(2/3)

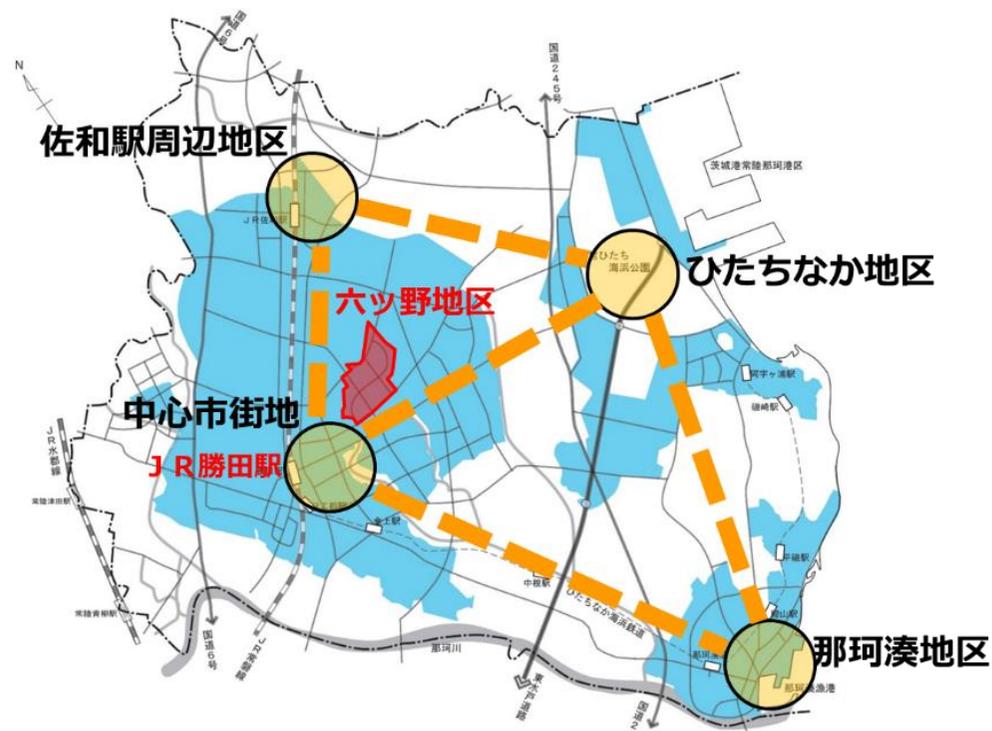


六ッ野土地区画整理事業の見直し

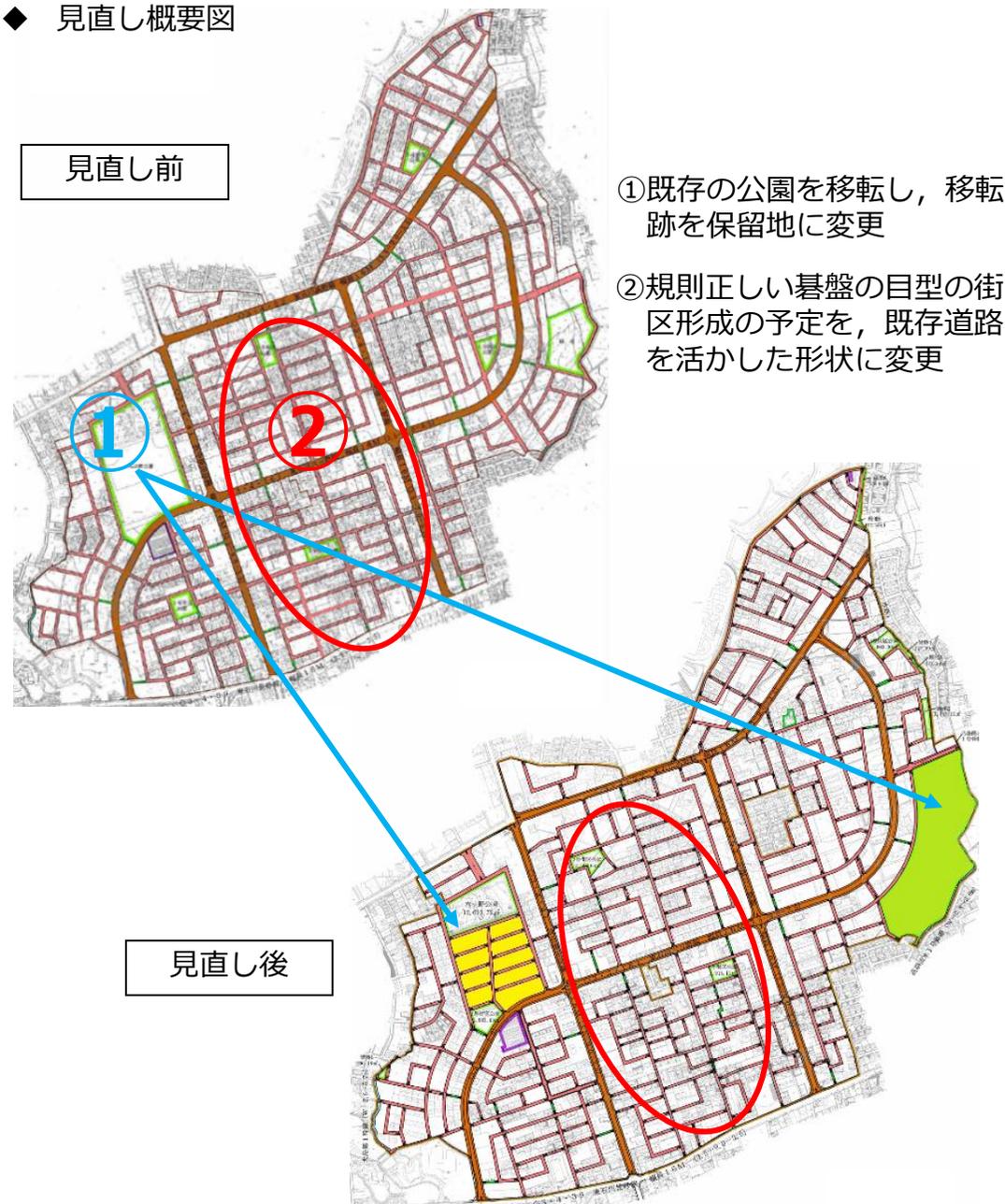
六ッ野地区の概要

施行主体	組合
施行面積	103.4ha
権利者数	1,298人
居住者数	約3,700人
建築物戸数	860戸

- 平成27年度をもって事業計画の見直し作業が完了
- 保留地の処分性の高い位置への集約, 新たな都市再生区画整理補助金の導入による収支の改善
- 既存道路を活かした「やさしい区画整理」の手法による事業費の圧縮と施行期間の短縮
- 見直し前は今後50年以上を要すると見込まれた施行期間が約20年に短縮



見直し概要図

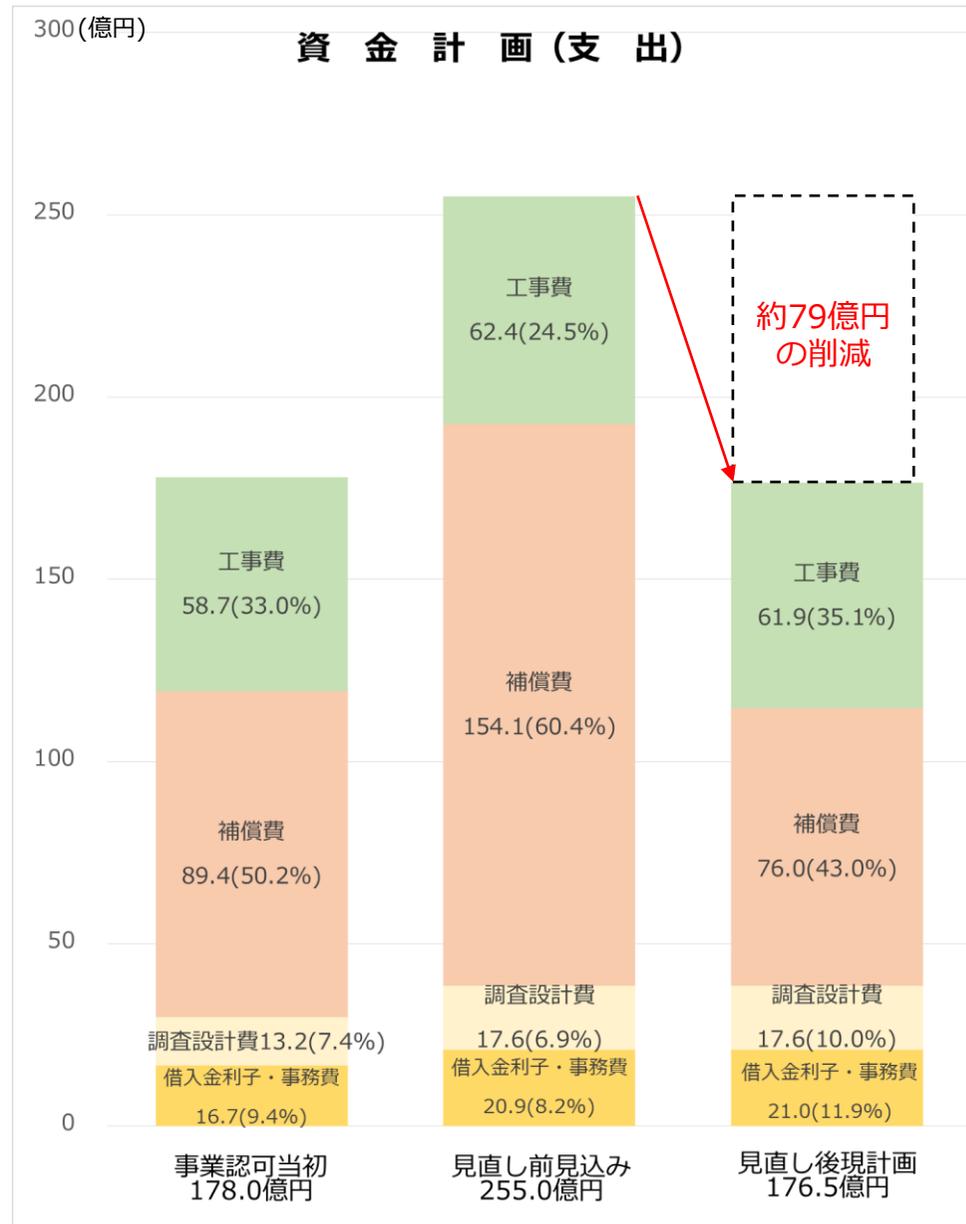
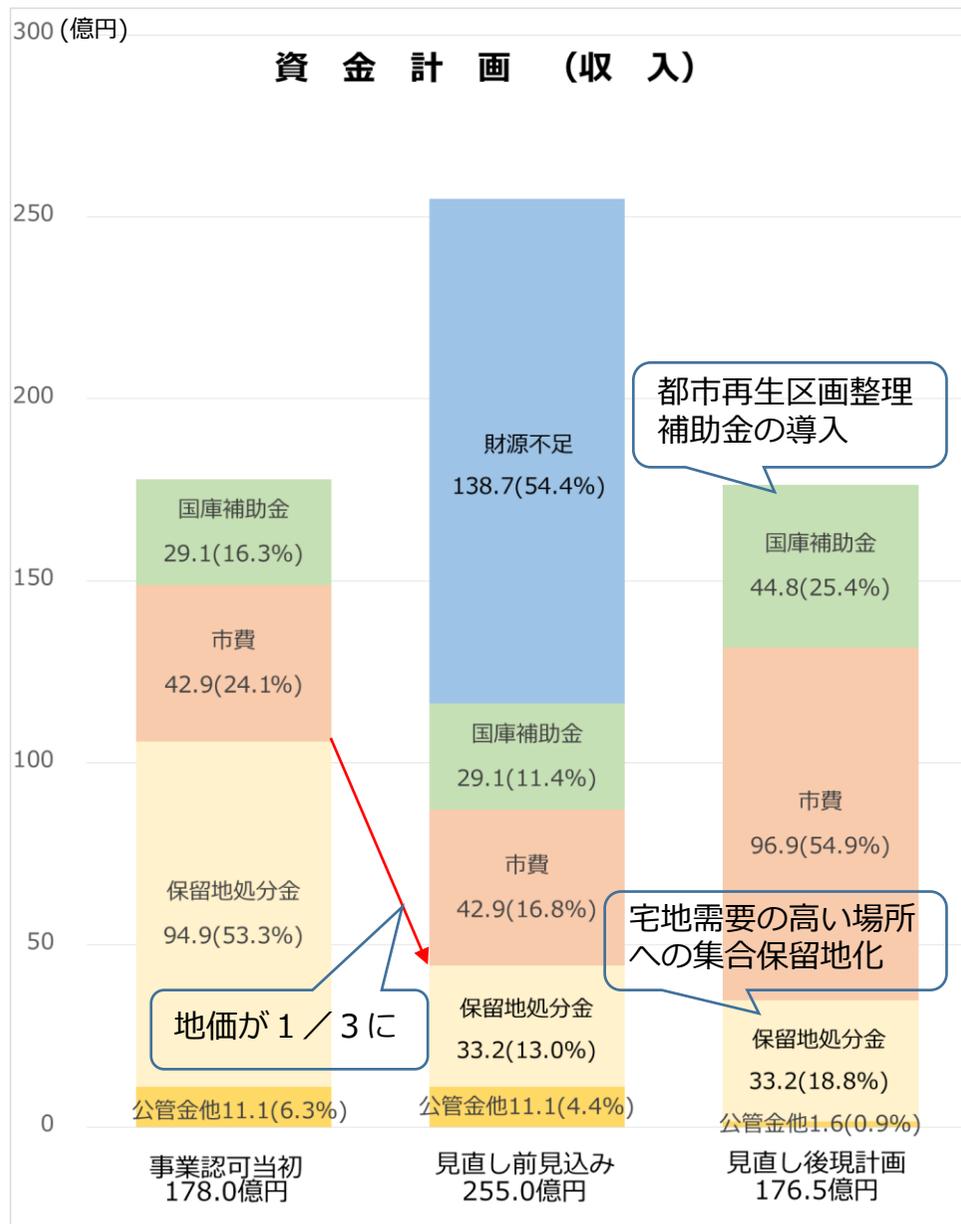


- ①既存の公園を移転し, 移転跡を保留地に変更
- ②規則正しい碁盤の目型の街区形成の予定を, 既存道路を活かした形状に変更

土地区画整理事業の見直し(3/3)



六ッ野土地区画整理事業における見直し前後の資金収支計画



公共下水道事業の状況(1/3)



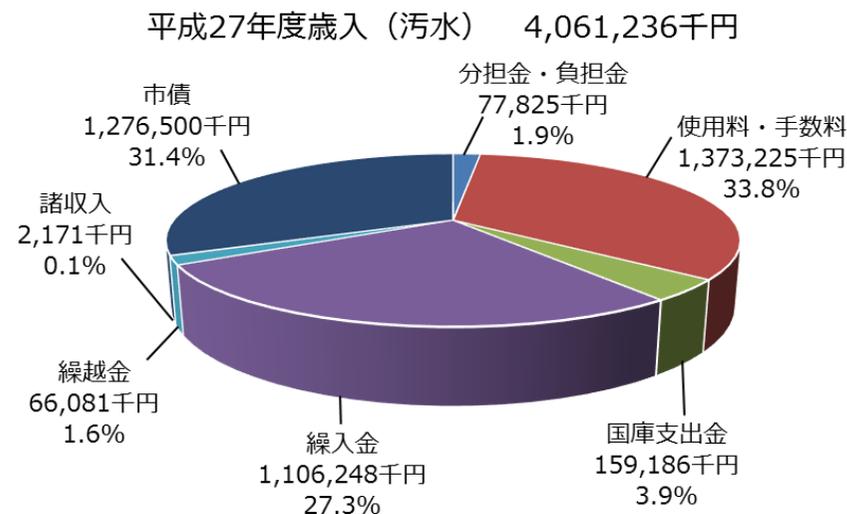
公共下水道事業特別会計平成27年度決算の概要

◆ 歳入 (単位：千円)

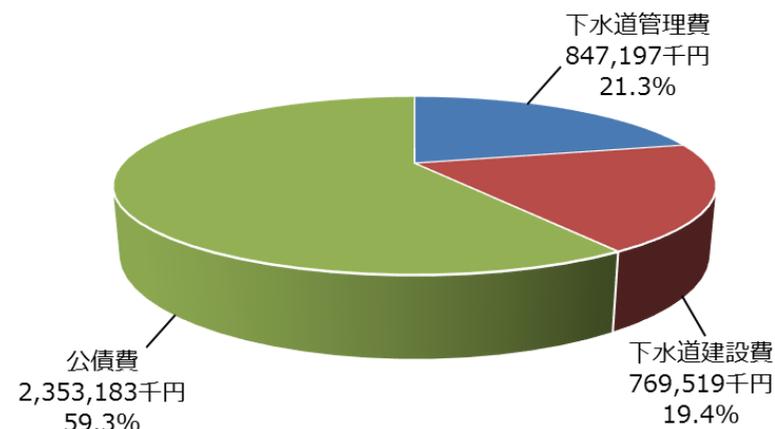
款	収入済額	雨水分	汚水分	汚水分 構成比(%)
分担金・負担金	77,825	0	77,825	1.9
使用料・手数料	1,373,385	160	1,373,225	33.8
国庫支出金	165,450	6,264	159,186	3.9
繰入金	1,458,804	352,556	1,106,248	27.3
繰越金	77,940	11,859	66,081	1.6
諸収入	2,171	0	2,171	0.1
市債	1,282,700	6,200	1,276,500	31.4
計	4,438,275	377,039	4,061,236	100.0

◆ 歳出 (単位：千円)

款	支出済額	雨水分	汚水分	汚水分 構成比(%)
下水道管理費	895,166	47,969	847,197	21.3
下水道建設費	800,113	30,594	769,519	19.4
公債費	2,651,659	298,476	2,353,183	59.3
予備費	0	0	0	0.0
計	4,346,938	377,039	3,969,899	100.0



平成27年度歳出(汚水) 3,969,899千円



本市の下水道事業の状況

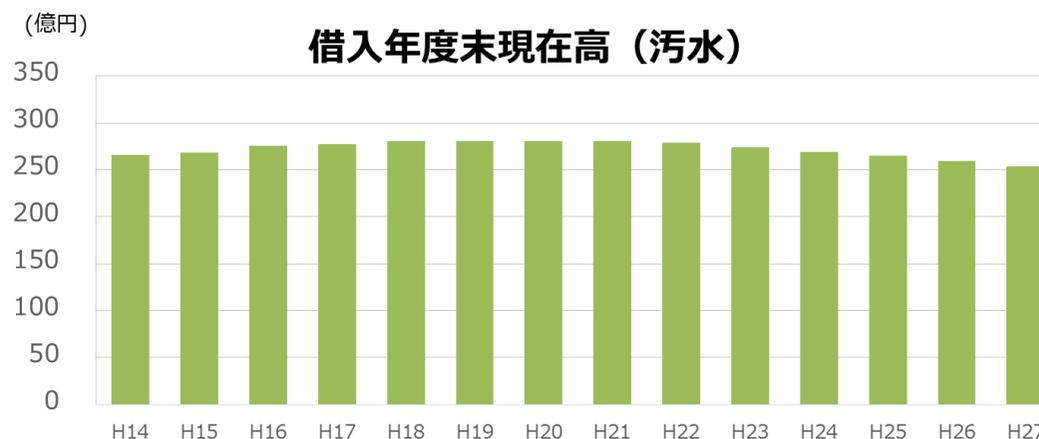
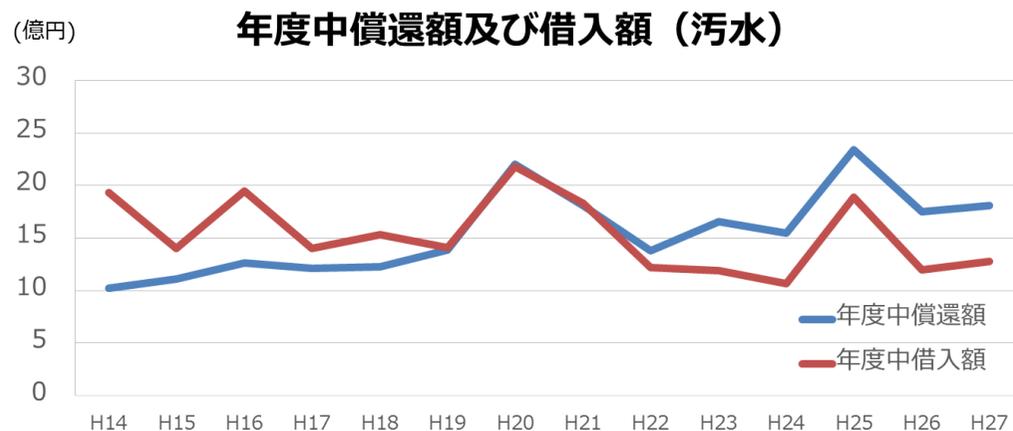
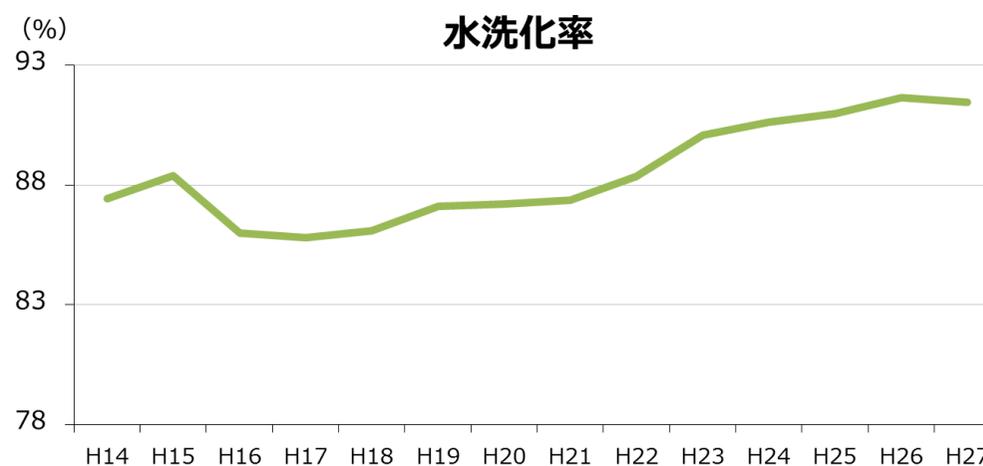
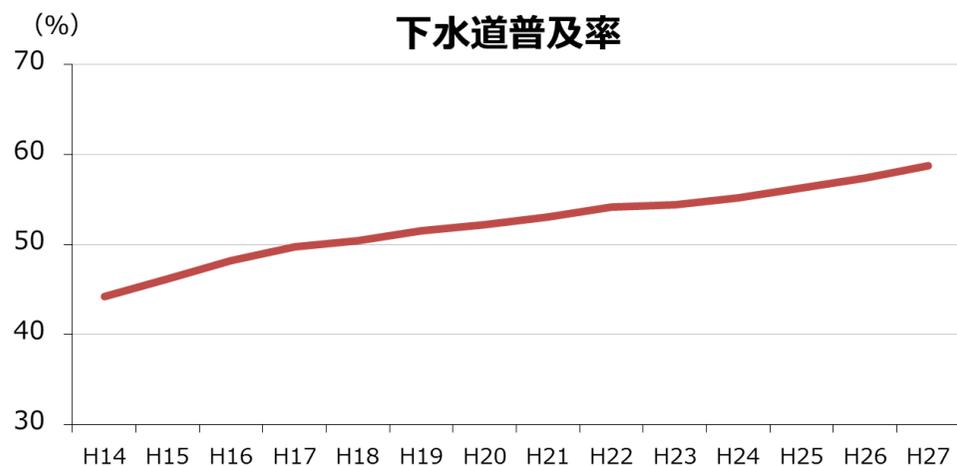
- ◆ 整備に係る市債残高を増加させない範囲で、効果的・効率的な管渠の整備を進める
- ◆ 供用開始区域における未接続者に対する戸別訪問等により、接続率の向上に努める

公共下水道事業の状況(2/3)



普及率・借入金等の推移(汚水分)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
下水道普及率 (%)	44.2	46.2	48.2	49.7	50.4	51.5	52.2	53.1	54.2	54.4	55.2	56.3	57.4	58.8
水洗化率 (%)	87.4	88.4	86.0	85.8	86.1	87.1	87.2	87.4	88.4	90.1	90.6	91.0	91.7	91.4
年度中償還額 (億円)	10.2	11.1	12.6	12.1	12.3	13.9	22.0	18.1	13.8	16.6	15.5	23.4	17.5	18.1
年度中借入額 (億円)	19.3	14.0	19.5	14.0	15.3	14.1	21.8	18.3	12.2	11.9	10.7	18.9	12.0	12.8
借入年度末現在高 (億円)	265.4	268.3	275.2	277.2	280.1	280.3	280.1	280.3	278.7	273.9	269.1	264.6	259.1	253.7
一般会計繰入金 (億円)	15.6	13.0	12.0	12.8	10.4	9.5	9.8	9.8	10.8	20.3	12.8	10.2	11.4	11.1



公共下水道事業の状況(3/3)



▶ 平成15年度以降の供用開始後5年以内における接続率の状況

供用開始 年月日	接続可能世帯数	5年後の 接続世帯数	5年後の 接続率(%)	平成27年度末 接続可能世帯数	平成27年度末 接続世帯数	平成27年度末 接続率(%)
H15.4.1	877	462	52.7	854	550	64.4
H16.4.1	921	548	59.5	905	623	68.8
H17.4.1	640	342	53.4	636	403	63.4
H18.4.1	738	358	48.5	724	413	57.0
H19.4.1	466	242	51.9	460	276	60.0
H20.4.1	156	70	44.9	155	79	51.0
H21.4.1	153	65	42.5	150	75	50.0
H22.4.1	284	109	38.4	278	118	42.4
H23.4.1	193	105	54.4	193	105	54.4
平均			52.0			60.7

◆従来、下水道事業は、区画整理事業と併せて整備をしてきた。そのため、家屋の新築や増改築・移転など、切り替えのタイミングが合うため接続率が高い状況であった。現在では、区画整理を施行していない地区においても下水道整備を実施していることから、従前使用していた合併処理浄化槽を引き続き活用するケースも多く、整備済の下水管へ接続するまでにある程度の期間を要している。

◆非常勤嘱託職員の戸別訪問による接続勧奨に努めている。

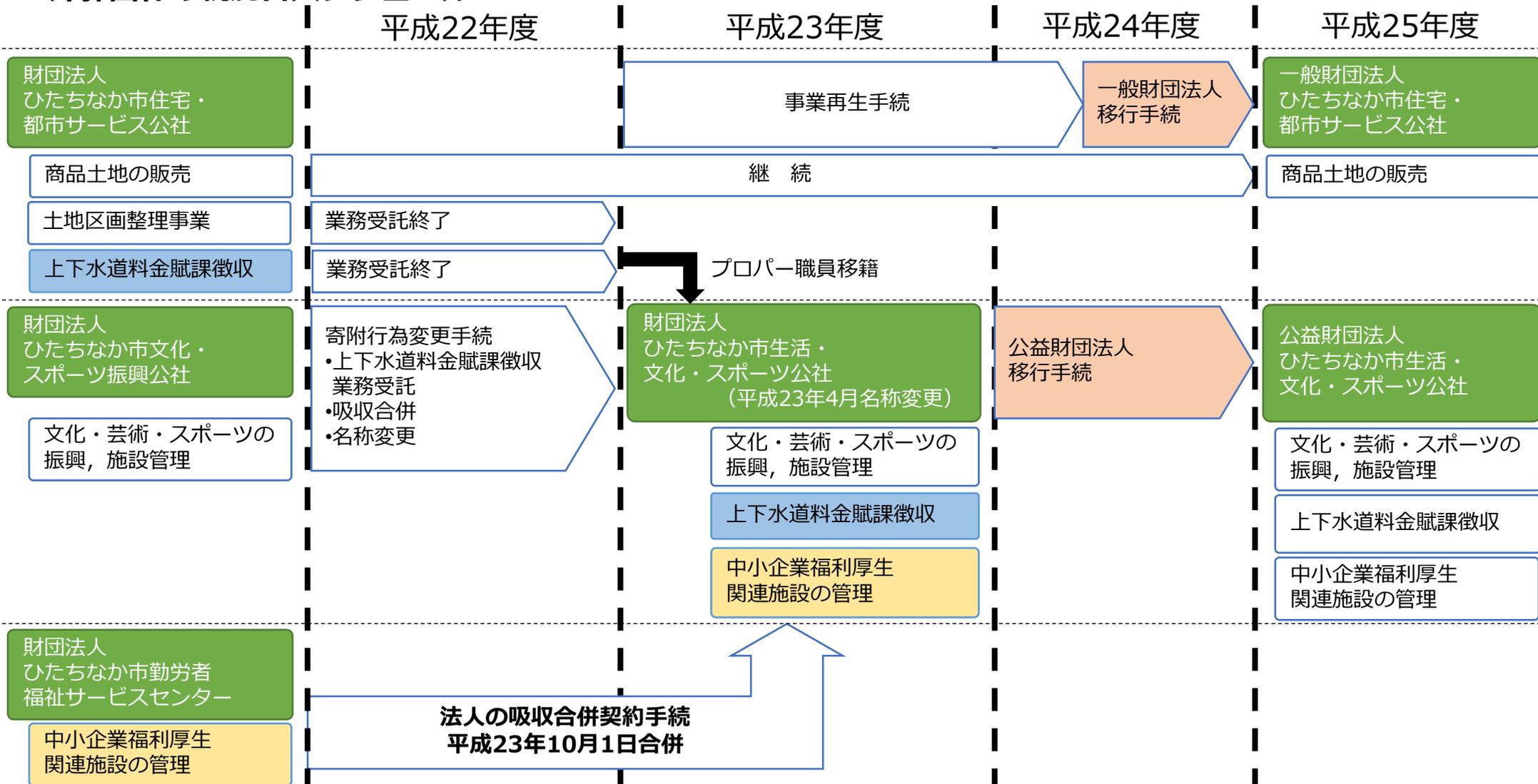
外郭団体の統廃合(公益法人制度改革)



統廃合のねらい

- ◆ 市が抱える債務を含めた財政状況の透明化
- ◆ 公益法人制度改革により、これまでの公益法人は、新法による公益法人又は一般法人に移行しなければならない(移行しない場合自動的に解散)
- ◆ 公の施設の指定管理者である外郭団体を統合し、施設運営の効率化を図るとともに、公益法人への確実な移行を目指す
- ◆ 多額の債務を抱える住宅・都市サービス公社については、存廃を含め抜本的な改革が必要

外郭団体の統廃合スケジュール



住宅・都市サービス公社の事業再生(1/2)



住宅・都市サービス公社の概要

- ◆ 昭和40年 首都圏都市開発区域整備計画を推進するために設立した勝田市住宅公社を前身とし、旧那珂湊市住宅公社、同開発公社を合併し、現在に至る
- ◆ 本市の指導監督の下、宅地の販売、西古内土地区画整理組合から受託した土地区画整理関係業務、市から受託した上下水道料金賦課徴収業務を実施し、市の市街地整備施策の一翼を担う役割を果たす

バブル崩壊による地価の下落と収支の悪化

- ◆ 西古内土地区画整理事業においては、基本方針として事業用地の先行取得を進め、事業開始当初に公社は約45,000㎡の用地と保留地を取得
- ◆ バブル崩壊以降の地価の連続的な下落により、取得価格を下回る金額での販売を余儀なくされたため収支が悪化
(当初計画の保留地処分価格が平均102,850円/㎡に対し、平成22年度は35,912円/㎡)

西古内土地区画整理事業における公社事業の概要

事業全体	施行主体	組合
	施行期間	平成4年～平成25年
	施行面積	28.1ha
うち公社事業	先行取得	21,239.56㎡ (1,175,905千円)
	保留地取得	23,880.00㎡ (1,958,671千円)
	取得額合計	3,134,576千円
	分譲収入※	1,520,561千円
	収 支	△1,614,015千円

※平成9年度～平成22年度の分譲収入の合計

事業再生直前（平成22年度）の所有土地及び決算の状況

◆ 性質別所有土地の状況

土地の種類	区画数	地積 (㎡)
分譲中又は分譲が可能な土地	45	11,746.64
うち西古内土地区画整理事業地区内	37	9,160.00
分譲が困難な土地 (※1)	53	11,341.31
公共用地 (※2)	7	17,466.14
合 計	105	40,554.09

- ※1 形状が著しく不整形・無道路地等の理由により分譲が困難な土地
- ※2 市の方針に基づき先行取得した「史跡公園用地」、 「野球場用地 (現に野球場として整備済)」等

◆ 決算の状況

決 算 (簿 価)		時価に 置換	実 態	
資産	1,613		資産	915
うち商品土地	1,390	うち商品土地	692	
負債	3,260	負債	3,260	
うち借入金	3,200	うち借入金	3,200	
差引正味財産	△1,647	差引正味財産	△2,345	

- ◆ 借入金を全額返済することは事実上不可能な状態
- ◆ 借入金全額について市は金融機関と損失補償契約

存廃の検討を含めた抜本的な改革が必要

住宅・都市サービス公社の事業再生(2/2)



➤ 公社存続の必要性 ～存続か破産か～

ひたちなか市出資団体等経営検討委員会（第三者委員会）による検討を実施

◆ 破産のデメリット

多くの土地区画整理事業を実施して、市街地の整備と宅地の供給を行っている本市において、公社が破産等により解散した場合、以下の悪影響が想定される

- ・破産管財人による早期売却処分が行われる結果、実際の財産価値より大幅に値引きした価格での処分がなされる
- ・これにより、周辺地価の下落を招くとともに、他の土地区画整理事業地区の保留地価格にも影響を及ぼすことが見込まれる
- ・保留地処分金の下落分は本市の一般財源から補填しなければならないため、適切でない市民負担が発生する
- ・公社の土地のみならず、周辺民有地を含む地価の下落をもたらす結果、固定資産税・都市計画税の税収が減少
- ・土地区画整理事業を宅地開発施策の中心として、長年にわたり実施してきた本市に対する市民の信頼が大きく損なわれる



本市にとってベストな選択は…

事業の存続を図り、販売可能な土地を適正な価格で処分した後に解散

➤ 事業再生手続

- ◆ 事業再生ADR（※）の選択と事業再生計画の策定
 - ・手続中においても不動産取引が可能な事業再生ADRを採用
 - ・事業再生ADRによる再建は財団法人としては全国初
- ◆ 先行取得公共用地の買い上げ
 - ・公社が先行取得した公共用地を、市が3億円で取得
- ◆ 三セク債の活用と損失補償の履行
 - ・市が三セク債により29億円を調達し、損失補償を履行
 - ・金融機関から市へ対公社債権を無償譲渡
- ◆ 本市による債権放棄
 - ・25億円の債権放棄により、公社の債務超過解消

※事業再生ADR…国の認定を受けた公正・中立な第三者が関与することにより、過大な債務を負った事業者が法的整理手続によらずに債権者の協力を得ながら事業再生を図ろうとする取組を円滑化する制度

➤ 事業再生後の状況

(単位：百万円)

平成27年度決算	
資産	220
うち商品土地	81
負債	151
うち対市債務	120
差引正味財産	69

- ◆ 平成25年4月に一般財団法人へ移行
- ◆ 平成24年度から平成27年度までの4年間で、商品土地37区画を2億7,200万円で処分し、市に対する債務を2億8,200万円弁済
- ◆ **平成28年度をもって解散予定**

(単位：千円)

年度	債務弁済額	債務残高
24	11,252	391,053
25	151,569	239,484
26	95,706	143,778
27	24,147	119,631

土地開発公社の解散



➤ 土地開発公社の概要と課題

- ◆ 昭和48年 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の取得、造成、管理、処分等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として設立
- ◆ 小・中学校や幹線道路など数多くの公共用地を先行取得することによりまちづくりに貢献
- ◆ バブル崩壊以降の地価の連続的な下落により、土地の先行取得の必要性が低下
- ◆ 経済情勢の悪化⇒先行取得した公共用地が塩漬け⇒金融機関からの借入金の返済が困難

➤ 解散手続直前（平成23年度）の所有土地及び決算の状況

◆ 所有土地の状況

用地種別	地積 (㎡)
小学校建設用地	9,034.17
公園整備事業用地	20,977.23
墓園用地	42,215.00
生涯学習施設建設用地	685.23
合計	72,911.63

◆ 決算の状況

決算(簿価)	
資産	2,023
うち土地	1,920
負債	1,566
うち借入金	1,560
差引正味財産	457



単位：百万円

実態	
資産	709
うち土地	607
負債	1,566
うち借入金	1,560
差引正味財産	△857

- ◆ 土地開発公社の資産評価は、取得原価を基礎として計上され、借入金に対する利息は簿価に積み増しされる
- ◆ 公社による土地の保有期間が長期化するほど決算書上の資産価値が高まるが、実際には地価が下落しているため、大きな含み損が存在していた

➤ 土地開発公社の債務解消と解散

存在意義が失われた土地開発公社を解散するため、債務の解消が必要

- ◆ 三セク債の活用による債務保証の履行
 - ・ 公社は、手持ちの資金から借入金の一部を返済
 - ・ 公社による返済後の債務残高14億8,900万円について、市が三セク債を活用して資金を調達、金融機関に対して代位弁済し、公社に対する同額の債権を取得
 - ・ 公社が、市に対する債務のうち6億700万円を、これに相当する土地により代物弁済
- ◆ 本市による債権放棄
 - ・ 市が、公社の残資金による弁済を受けてなお残る8億8,200万円の債権を放棄し、公社の債務はゼロに
- ◆ 平成24年12月定例会 解散の議決
- ◆ 平成25年3月定例会 債権放棄の議決
- ◆ 平成25年3月27日 解散
- ◆ 平成25年7月5日 清算終了

ローカル鉄道「湊線」の再生 未来へ(1/2)

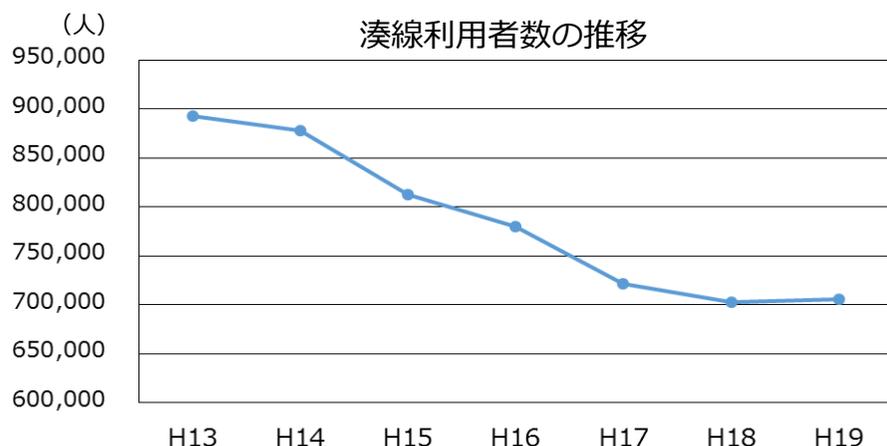


➤ 湊線の概要

- ◆ 大正2年：勝田駅～那珂湊駅開業（現在は勝田駅～阿字ヶ浦駅の全長14.3kmを運行）
- ◆ 昭和40年台：利用者数ピーク 200万人超/年

➤ 利用者の減少・廃線の危機

- ◆ 自家用車の普及等により、利用者数が70万人台にまで減少



- ◆ 地方鉄道を取り巻く状況の変化
平成12年3月 鉄道事業法改正により、鉄道事業への参入が「免許制」から「許可制」へ、撤退が「許可制」から「事前届出制」へと大幅に緩和
- ◆ 廃止する鉄道が続出
平成17年4月1日 日立電鉄線（茨城県）
平成19年4月1日 鹿島鉄道線（茨城県）
平成20年4月1日 三木鉄道三木線（兵庫県）

**平成17年 事業者である茨城交通(株)から
平成20年3月をもって廃線の申入れ**

➤ 官民一体の取組

- ◆ 湊鉄道対策協議会の発足（平成18年6月）
市、自治会、商工会議所、沿線高校、県などからなる組織で、湊線の存続に向けた利用促進や支援策を検討
- ◆ おらが湊鉄道応援団の結成（平成19年1月）
地元自治会を中心とした市民組織。湊線の利用促進活動を通じてメンバー間の交流を深め、湊線の存続と地域の活性化に寄与
- ◆ 官民一体となった利用促進活動の展開
 - ・沿線の高校生を中心とした駅へのはま菊植栽、周遊マップの作成
 - ・市有地を活用した「パークアンドライド」無料駐車場の設置
 - ・那珂湊駅に観光ブースの設置・貸自転車サービスの運営

➤ 存続の決定

- ◆ 市、茨城県が茨城交通(株)と協議し、廃線せず官民一体となって活性化・再生に向けて取り組んでいくことで合意
- ◆ 平成19年9月 第三セクターとして存続を決定

**平成20年4月1日
ひたちなか海浜鉄道 誕生**



ローカル鉄道「湊線」の再生 未来へ(2/2)



➤ 湊線の存続支援

◆ 補助金等を活用した支援

(1) 設備投資費補助

踏切や信号、車両の改修など、安全な運行を継続するために必要な設備投資への補助
国の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助制度を活用(国・県・市各1/3)

(2) 経営支援補助

鉄道事業の経営安定化のため、固定資産税・都市計画税相当額について市が補助

(3) 修繕費補助

線路及び電路に係る修繕費について、赤字額を限度に補助(県・市各1/2)

◆ 寄付金の活用

- ・市民の「マイレール意識」のもと、自治会や企業、個人などから多数の寄付金が寄せられた
- ・市は寄付を「湊鉄道振興基金」に積み立て、安全で快適な地域が支える市民鉄道とするための環境整備や利用促進事業のために活用

平成27年度までの寄付金合計額 2,981万円

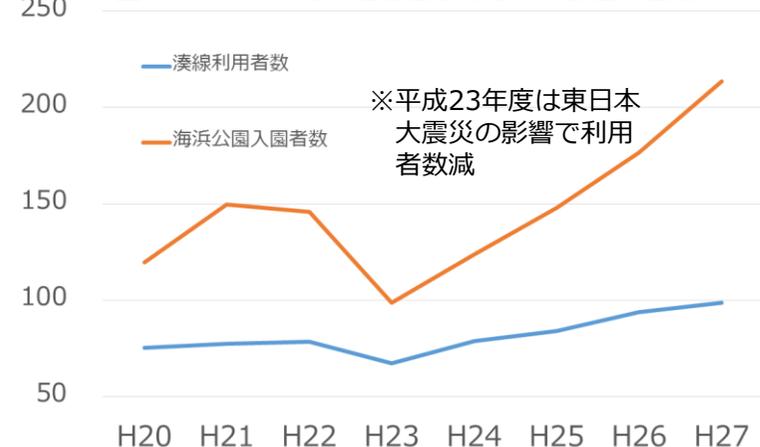
◆ 平成27年度補助金の状況

補助団体	補助金額(千円)
ひたちなか市	59,662
茨城県	39,815
国土交通省	38,283

➤ 再生への取組

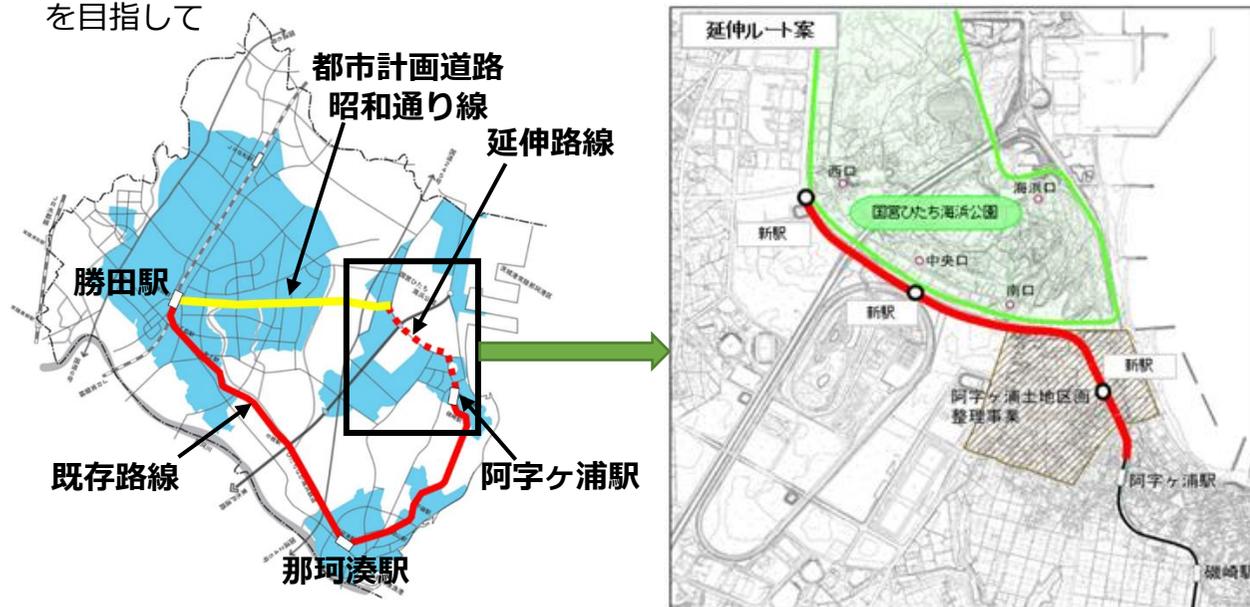
- ◆ 震災以降、利用者数をV字回復
- ◆ 平成26年 新駅(高田の鉄橋駅)を設置
- ◆ ひたちなか地区への延伸に向けた取組

(万人) 再生後の湊線利用者数と国営ひたち海浜公園入園者数の推移



➤ ひたちなか地区への延伸 ~未来へ~

- ◆ 国営ひたち海浜公園へのアクセス向上やおさかな市場等の観光地との回遊性向上を目指して



改革工程表の改訂に際して留意すべき事項



- ◆各地方団体は、自然条件や地理的条件、人口規模、経済情勢等の違いにより、行財政改革の取組手法や成果は必然的に異なり、同じ改革に取り組んでも非効率にならざるを得ない中山間地域や離島地域がある。
- ◆住民に行政サービスを提供する際には、地域の実情を十分に把握し、その実情に合った対応が必要であり、歳出効率化を進めるうえでもその視点は重要。

地方交付税の算定を通じた歳出効率化

- トップランナー方式は、過疎地域や小規模団体等の地域の実情に配慮し、住民生活の安心・安全を確保することを前提とすべき。
- 今後の検討対象となっている残る7業務についても、地方の実態を踏まえ、慎重に検討すべき。
- まち・ひと・しごと創生事業費の算定における「取組の必要度」から「取組の成果」へのシフトに当たっては、取組の成果が生じるまでには一定の期間が必要であることや、地域によっては直ちに成果が出にくい状況があることを踏まえるべき。

PDCAサイクルによる歳出の検証

- 予算の成果は、議会のチェックや地域住民の厳しい視線にさらされており、税金の使途についてしっかり説明責任を果たしている。
- 地方財政計画の策定を通じて確保される地方交付税は、法律上、その使途を制限してはならないとされている。
- したがって、地方財政計画に計上される各歳出にPDCAサイクルを導入し、実績や成果等を国が一律に検証することは不適當
- 成果等は、地方団体それぞれの議会や住民によって検証していくべきもの。

パフォーマンス指標による国庫支出金の配分

- 国庫支出金のうち、制度に基づいて地方の支出が義務付けられている国庫負担金は、その性格から自治体ごとにパフォーマンス指標を設定し、配分に反映させることはなじまない。
- 地方の裁量度の高い国庫支出金に対するパフォーマンス指標の設定や配分への反映方法等の検討に際しては、地方の自主的・主体的な取組を促すよう、地方の意見を十分に踏まえるべき。

窓口業務の民間委託の推進

- 地方団体は、これまでも各種業務のアウトソーシング等、民間委託を積極的に推進。
- 過疎地域や離島地域、小規模団体においては、人材確保や経費の面から委託先の確保に苦慮。

地方が地方創生に真摯に取り組んでいる現在、その機運が削がれないよう、今後の検討に当たっては、歳出削減のみの議論ではなく、住民サービスの向上につながる視点での議論が必要